3　行政機関の長が行政機関非識別加工情報を取り扱う場合に遵守すべき義務
3－1　行政機関非識別加工情報の取扱いに係る義務の考え方
3－2　行政機関非識別加工情報の適正な加工（法第44条の10関係）
3－2－1　特定の個人を識別することができる記述等の削除
3－2－2　個人識別符号の削除
3－2－3　情報を相互に連結する符号の削除
3－2－4　特異な記述等の削除
3－2－5　個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置
3－3　行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置等（法第44条の15、第44条の16、第51条の３関係）
3－3－1　行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置
3－3－2　従業者の義務
3－3－3　行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理

【凡例】

「法」	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）
「規則」	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第４章の２の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第１号）
「個人情報保護法」	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
「行政機関情報公開法」	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）
「政令」	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）
「総務省令」	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）

1　本ガイドラインの位置付け及び適用対象

1－1　本ガイドラインの位置付け

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）により、個人の権利利益の保護並びに行政機関及び独立行政法人等の事務・事業の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みが設けられた。これを踏まえ、行政機関の長が行政機関非識別加工情報を取り扱う場合において、行政機関非識別加工情報の提供のための適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により行政機関が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）が定める行政機関の長の義務のうち、行政機関非識別加工情報の取扱いについて分かりやすく示す観点から、本ガイドラインを定めるものである。

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。一方、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはないが、法の趣旨を踏まえ、行政機関等の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、特に断りのない限り、法において使用する用語の例による。

1－2　本ガイドラインの適用対象

本ガイドラインは、行政機関非識別加工情報の取扱いに関して法の適用対象である行政機関の長に適用される。

2　定義

本ガイドラインは、行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する部分を取りまとめたものであるため、法第２条における定義規定のうち、非識別加工情報、行政機関非識別加工情報及び行政機関非識別加工情報取扱事業者について定める法第２条第８項から第11項までに関するもののみを記載する。

2－1　非識別加工情報（法第２条第８項関係）

法第２条（第８項）

８　この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第44条の10第１項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

⑴　第２項第１号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑵　第２項第２号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

規則第２条

法第２条第８項の個人情報保護委員会規則で定める情報は、同項で規定する個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報（同項で規定する個人情報をいう。）とする。

「非識別加工情報」は、基本的には個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第２条第９項の「匿名加工情報」の定義と同様、個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。

法第２条第２項第１号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合には、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工」とは、特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等を削除することを意味する。

法第２条第２項第２号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合には、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工」とは、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除することを意味する（この措置を講じた上で、まだなお法第２条第２項第１号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。）。